

奈良県告示第百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、加守土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十一年七月三日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	吉川 元章	葛城市加守一〇八六
〃	仲川 哲正	〃 六三七
〃	岡 正義	〃 一〇三七
〃	吉川 克之	〃 六七六
〃	石田 実	〃 三二六
〃	吉川 良	〃 六三一
〃	細川 圭司	〃 三四八
監事	奥 太美彦	〃 一二
〃	西井 福秀	〃 六四六

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	吉川 元章	葛城市加守一〇八六
〃	高橋 太七	〃 一〇七四
〃	仲川 哲正	〃 六三七
〃	高橋 秀光	〃 一〇三六
〃	石田 博	〃 三八七
〃	杉岡 有徒	〃 六四五
〃	細川 圭司	〃 三四八
監事	駒井 佐喜男	〃 五七一
〃	吉川 克之	〃 六七六